平成２９年（フ）第１５４号
札幌市清田区清田７条２丁目９番14号　マンションパルコ202号
債務者　梅田　直幸
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８２号
札幌市白石区栄通15丁目９番14号　パークサイドＳ－201号
債務者　若井みさき
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９４号
札幌市手稲区手稲本町２条２丁目３番17－603号
債務者　高木　亜美（旧姓髙野）
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１２号
札幌市手稲区手稲本町２条２丁目４番27号　亘ビル　303号
債務者　高橋　智広
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３３号
北海道江別市向ケ丘43番地の10
債務者　西谷香奈江
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９５号
札幌市北区新琴似５条４丁目２番20号　アイエム５・４－102号
債務者　星場　廣實
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９６号
札幌市北区新琴似５条４丁目２番20号　アイエム５・４－102号
債務者　星場千惠子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０１号
札幌市北区屯田６条12丁目１番１－311号
債務者　松田トキ子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８２号
千葉県大網白里市清名幸谷752番地
債務者　淺野こずえ
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３３号
静岡県富士宮市大岩755番地の１　ハイツ大岩201
債務者　後藤　美保
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１６５３号
愛知県春日井市六軒屋町２丁目106番地１
債務者　野中　初美
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６号
愛知県常滑市阿野町１丁目98番地
債務者　亀井　和年
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７４号
名古屋市東区代官町19番14号　代官コーポラス301号
債務者　松下リディア　カリソンこと　ＭＡＴＳＵＳＨＩＴＡ　ＬＹＤＩＡ　ＣＡＬＩＳＯＮ
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３８号
名古屋市北区大曽根１丁目６番23号　コムヌーモすずらん
債務者　鈴木　盛夫
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８３号
堺市美原区小寺397番地２
債務者　河村　理恵（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
大阪府河内長野市松ケ丘西町1190番地の乙
債務者　中村　康彦
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
大阪府羽曳野市島泉７丁目10番13号
債務者　林　美智子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
大阪府羽曳野市島泉７丁目10番13号
債務者　川上千賀子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係